

第1章 総 則

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、海難事故、油流出事故、航空機事故、大規模火災、林野火災、危険物事故、道路事故など大規模な事故災害や、事故の特殊性や影響が甚大な放射性事故に対応するため、それぞれの事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害編の規定に準ずるものとする。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害編の災害復旧計画に準ずるものとする。

なお、これらの大規模事故等が発生した場合における本町の配備基準は次のようになっている。

1 配備基準

（情報収集体制・災害警戒体制）	設置する本部	大規模事故応急対策本部 （本部長：総務課長）
	配備基準	対象とする大規模事故により災害が発生が発生又は発生が予想される場合で、町長及び総務課長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	総務課 建設課 産業課 環境課
（災害対策本部第1～3配備）	設置する本部	災害対策本部 （本部長：町長）
	配備基準	対象とする大規模事故により重大な災害が発生が発生し、町長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	災害対策本部を構成するすべての町の機関

配備の特例措置

- （1）町長（総務課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
- （2）町長（総務課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。

2 現地災害対策本部の設置（総務課）

本部長（町長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地本部を設置する。現地本部は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携（総務課）

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機器、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第 2 章 大規模事故対策計画

大規模火災対策計画	(第 1 節 大 - 2 - 2)
林野火災対策計画	(第 2 節 大 - 2 - 6)
危険物等災害対策計画	(第 3 節 大 - 2 - 9)
海上災害対策計画	(第 4 節 大 - 2 - 15)
油等海上流出災害対策計画	(第 5 節 大 - 2 - 19)
航空機災害対策計画	(第 6 節 大 - 2 - 25)
道路災害対策計画	(第 7 節 大 - 2 - 29)
放射性物質事故対策計画	(第 8 節 大 - 2 - 32)

第1節 大規模火災対策計画

1 基本方針

大規模な火災災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

2 予防計画（建設課、消防本部、生涯学習課、県）

（1）建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

町及び県は、市街地における延焼防止を次により促進する。

（ア）建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

（イ）防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

イ 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

（2）防災空間の整備・拡大

（ア）町及び県は、都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定することにより良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

（イ）都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。町は、県と連携し、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

（ウ）都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

（エ）都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修と連携した防災空間の整備等に努めていく。

（3）市街地の整備

町は、県の支援のもと、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

（4）火災に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、長生都市広域市町村圏組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているか

どうか。

ウ こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。

エ 大規模集客施設での裸火の使用等について、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に違反していないかどうか。

オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に違反していないかどうか。

カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 住宅防火対策

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町及び消防本部は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

ア 住宅用防災機器等の展示

イ 啓発用パンフレットの作成

ウ 講演会の開催

(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

(ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

(イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施

(ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

(エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

(オ) 従業員等に対する防災教育の実施

イ 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(6)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

(ア) 高水準消防防災設備の整備

(イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(ウ) 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

(8) 文化財の防火対策

本町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護してい

るが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

ア 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受けるものとする。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行うものとする。

(9) 消防組織及び施設の整備充実

ア 消防組織

町は、消防団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ、県へ情報提供等の支援を要請する。

イ 消防施設等の整備充実

町は、県の支援を受け、常備消防及び非常備消防施設など町内の消防施設の強化を図る。

3 応急対策計画（総務課、健康福祉課、産業課、商工観光課、消防本部、県、県警察）

(1) 応急活動体制

ア 町及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 町及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

ア 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

(4) 消防活動

ア 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

イ 町長及び消防本部の長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

ウ 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出勤を被災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消

防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

エ 町は、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急計画

ア 町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 町及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(6) 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図るものとする。

(7) 避難計画

ア 町及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

ウ 町は、必要に応じて避難所を開設する。

(8) 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、第2編 第3章 第7節「消防・救助救急・医療救護活動」及び第9節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

第2節 林野火災対策計画

1 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

2 予防計画（総務課、産業課、消防本部、教育課、県）

（1）広報宣伝

ア ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

町は県の協力のもと、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、町防災行政無線、町広報紙、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。

イ 学校教育による指導

町及び県は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

ウ 山火事予防運動の実施

町、県及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

エ すいがら入れの保持の徹底

町及び県は、ハイカー等及び林業就業者に、携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

（2）法令による規制

ア 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町は、住民に対し、火災警報発令下における長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

町は、林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

ウ 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

（3）林野等の整備

ア 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

イ 林道

町及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

ウ 防火線

町、県及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実に努める。

（4）林野火災特別地域対策事業

ア 林野火災特別地域の決定

町は、事業を実施する地域について、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等にかんがみ、次の要件に該当する区域の関係市町村が県と協議して決定する。

（ア）町における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%

以上の場合

(イ) 過去5年間における林野火災による焼損面積が300ha以上又は過去5年間における林野火災の出火件数20件以上の場合

(ウ) 上記以外で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる場合

イ 林野火災特別地域対策事業計画の作成

町は、林野火災特別地域に決定した場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

3 応急対策計画（総務課、産業課、消防本部、県、県警察）

(1) 消防計画の樹立

ア 消防の出動と配分図

町は、県が作成した地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図をもとに、消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議する。

イ 重点地域の指定

町は、特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

ウ モデル地区の設置

町は、モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

エ 消防計画図の作成

町は、町で作成している消防計画の中へ、林野火災消防計画図を取り入れる。

(2) 総合的消防体制の確立

ア 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

イ 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

ウ 防御機器等の整備

町は、林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

エ 地域自衛組織の育成

町は、地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

オ 防災訓練の実施

町は、機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

カ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、町は、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておくものとする。

キ 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、実施するものとする。

町は必要に応じ、県へ航空機による空中消火を要請し、被害の拡大防止に努める。

管理委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場	水利
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	山倉ダム、郡ダム、戸面原ダム、小向ダム、金山ダム、佐久間ダム、長柄ダム、東金ダム、勝浦ダム、荒木根ダム

ク 救護体制の確立

町は、医療機関が組織する救護班の活動等医療救護体制の確立を図る。

(3) 避難計画

町及び県警察は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

(4) 立入禁止区域の設定等

茂原警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

道路上での危険物等の災害については、本編 本章 第7節「道路災害対策計画」、また、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1 危険物（産業課、消防本部、県、県警察、海上保安庁、事業所）

（1）基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

（2）予防計画

ア 事業所等

（ア）消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

（イ）消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

a 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

b 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

c 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

（ウ）事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

a 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

b 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

c 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

イ 町、県及び消防機関

（ア）消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

（イ）監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

a 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する確かな防災計画を策定する。

- b 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。
- c 消防体制の強化
消防本部は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。
- d 防災教育
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確な教育を行う。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

(ア) 通報体制

- a 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
- b 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防本部へ通報する。

(イ) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(ウ) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

イ 町、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、町及び県の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

(ア) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災状況を的確に把握するとともに、町、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(イ) 救急医療

当該事業所、消防本部、町、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。茂原警察署、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。

(ウ) 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(エ) 避難

町は、茂原警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(オ) 警備

茂原警察署、海上保安庁は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(カ) 交通対策

道路管理者、茂原警察署、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

(キ) 原因の究明

県と連携し、災害の発生原因の究明に当たる。

2 高圧ガス（産業課、消防本部、県、県警察、海上保安庁、高圧ガス関係事業所）

(1) 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(オ) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(カ) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(キ) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 町、県及び消防本部その他関係機関

(ア) 防災資機材の整備

a 町、県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

b 町、県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(イ) 保安教育の実施

町、県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(ウ) 防災訓練の実施

町、県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(エ) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(オ) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

イ 町、県その他関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 防災資機材の調達

a 町、県及び消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

b 茂原警察署、消防本部及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(エ) 被害の拡大防止措置及び避難

a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

b 町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

(オ) 原因の究明

町は県と連携し、災害の発生原因の究明に当たる。

3 火薬類（商工観光課、消防本部、県、県警察、事業所）

(1) 基本方針

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

(ア) 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

(イ) 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

a 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

b 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

c 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

d 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

(ウ) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(エ) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 町、県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(イ) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

イ 町、県その他関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 被害の拡大防止措置及び避難

a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

b 町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

c 茂原警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(エ) 原因の究明

町は、県と連携し、災害の発生原因の究明に当たる。

4 毒物劇物（健康福祉課、商工観光課、消防本部、県、県警察、事業所）

(1) 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(ア) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

(イ) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措

置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

(ウ) 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

(エ) 教育訓練の実施

毒物劇物営業業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

(オ) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(ア)から(ウ)により危害防止に努める。

イ 長生健康福祉センター(長生保健所)

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

(3) 応急対策計画

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(ア) 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、長生健康福祉センター、茂原警察署、又は消防本部へ通報を行う。

(イ) 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

イ 町、県その他関係機関

(ア) 緊急通報

長生健康福祉センター、茂原警察署及び消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

(イ) 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

(ウ) 救急医療

長生健康福祉センター、茂原警察署及び消防本部等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(エ) 水源汚染防止

長生健康福祉センターは、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

(オ) 避難

町は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

5 危険物等による環境汚染の防止対策(県)

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第4節 海上災害対策計画

1 基本方針

本町周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については本編 本章 第5節「油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

2 対象災害

この計画の対象となる災害は次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

3 予防計画（総務課、商工観光課、県、海上保安庁）

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 各種予防対策

ア 航行船舶の安全確保

- (ア) 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。
- (イ) 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。
- (ウ) 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施するものとする。

イ 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

(2) 資機材等の整備

第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努めるものとする。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

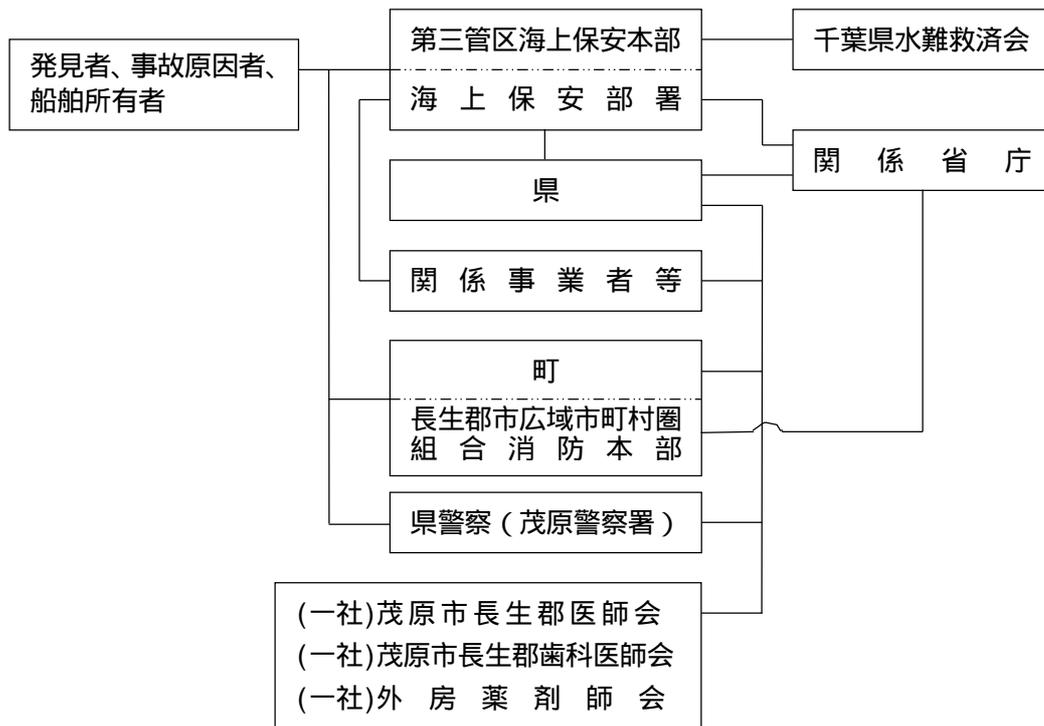
4 応急対策計画（総務課、住民課、健康福祉課、商工観光課、消防本部、県、海上保安庁）

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

(1) 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行うものとする。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施するものとする。



(2) 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して対応に努める。
 一次的に対応をする関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、 事故原因の調査・広報
消防本部、消防団	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、警戒線の設定
町	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

(3) 関係機関の体制

ア 第三管区海上保安本部の体制

(ア) 災害の発生が予想される場合

a 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立するものとする。

b 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立するものとする。

(イ) 災害が発生した場合

a 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置するものとする。

b 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置するものとする。

イ 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

ウ 町の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

エ 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

(4) 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

ア 搜索

関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

イ 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

ウ 救助・救急

(ア) 第三管区海上保安本部（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

(イ) 町（基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知した場合、銚子海上保安部及び県警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

(ウ) 県警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を実施するものとする。

エ 医療救護

町は、医療機関（（一社）茂原市長生郡医師会、（一社）茂原市長生郡歯科医師会、（一社）外房薬剤師会）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。なお、協力機関が編成する医療チームは、第2編第3章第7節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

また、町は医療機関の協力を得て、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

オ 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

カ 死体の収容

原則として町は、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編 第3章 第14節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

キ 応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

ク 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

ケ 広報

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(5) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	応援都道府県間の調整
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

第5節 油等海上流出災害対策計画

1 基本方針

本町周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

(1) 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

(2) 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

ア 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）等

(ア) 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請

(イ) 連絡調整本部の設置

(ウ) 各排出油等防除協議会の的確な運営

(エ) 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡

(オ) 人の生命及び身体並びに財産の保護

(カ) 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令

(キ) 流出油の応急防除措置の実施

(ク) 一般船舶等に対する事故状況の周知

(ケ) 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保

(コ) 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等

(サ) 油防除資機材の整備

(シ) 海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示

(ス) 自衛隊法に基づく災害派遣要請

(セ) 治安の維持

(ソ) 防災関係機関との協力体制の確立

(タ) 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

イ 県

(ア) 的確な情報収集及び防災関係機関への通報

(イ) 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置

(ウ) 関係排出等油防除協議会との連絡調整

(エ) 国・近隣都縣市等関係機関・各種団体との連絡調整

(オ) 防災関係機関への協力要請及び連絡調整

(カ) 自衛隊法に基づく災害派遣要請

(キ) 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援

(ク) 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力

(ケ) 油防除資機材の整備

(コ) 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動

(サ) 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援

(シ) 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力

(ス) 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握

- (セ) 野生生物及び史跡等の保護・保全
- (ソ) 漁業者等の復旧支援
- (タ) 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

ウ 町

- (ア) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (イ) 防災関係機関及び住民への情報提供
- (ウ) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (エ) 漂着油の除去作業等
- (オ) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (カ) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (キ) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (ク) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- (ケ) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (コ) 油防除資機材の整備
- (サ) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (シ) 漁業者等の復旧支援

エ 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- (ア) 航空機等による流出油の情報収集
- (イ) 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- (ウ) 応援要員及び救援物資等の搬送

オ 漁業協同組合等

- (ア) 漁業被害の防止対策
- (イ) 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

カ 海上災害防止センター

- (ア) 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- (イ) 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- (ウ) 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- (エ) 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- (オ) 防災関係者への指導助言の実施

キ 石油連盟

- (ア) 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- (イ) 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

(3) 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者(以下「事故原因者等」という。)の主要な責務は、次のとおりである。

- ア 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- イ 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- ウ 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- エ 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- オ 被害者の損害等に対する補償

2 予防計画(総務課、環境課、消防本部、県、海上保安庁)

(1) 航行の安全確保

- ア 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。
- イ 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

(2) 広域的な活動体制

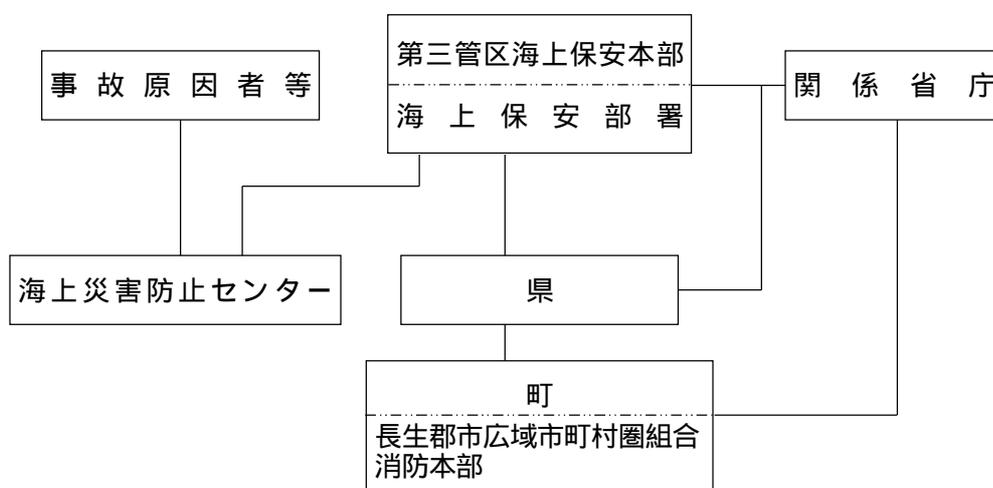
町、県及び国の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

(3) 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期するものとする。

ア 情報連絡体制の整備

町、県及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておくこととする。



イ 油防除作業体制の整備

町は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

ウ 油防除資機材等の整備

- (ア) 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努めるものとする。
- (イ) 県は、油流出事故発生時に、町が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努めるものとする。
- (ウ) 町は、油防除資機材の整備を図るよう努める。
- (エ) 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

<資料編 8 - 4 一般財団法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表>

(4) 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成するものとする。

3 応急対策計画（総務課、環境課、消防本部、県、海上保安庁）

(1) 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。

(2) 情報連絡活動

ア 第三管区海上保安本部等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達するものとする。

イ 県の活動

(ア) 第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達するものとする。

(イ) 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努めるものとする。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努めるものとする。

ウ 町の活動

町は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、消防本部・消防団等と協力連携し、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を第三管区海上保安部及び県に報告する。

エ 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

(3) 流出油の防除措置

ア 第三管区海上保安本部等

(ア) 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続き油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行うものとする。

(イ) 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施するものとする。

特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることが出来る。

また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。

(ウ) 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施するものとする。

イ 県

(ア) 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

(イ) 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じるものとする。

(ウ) 町の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援するものとする。

(エ) 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資するものとする。

(オ) 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施するものと

する。

(カ) 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請するものとする。

(キ) 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導するものとする。

(ク) 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施するものとする。

ウ 町

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

エ 海上災害防止センター

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行うものとする。

オ 事故原因者等

(ア) 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展張するなど対策を講じるものとする。

(イ) 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施するものとする。

(ウ) 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議するものとする。

(エ) 回収した油の適正な処理を行うものとする。

(4) 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行うものとする。

ア 新聞、ラジオ、テレビ及びCATV等報道機関に対し、広報を要請すること。

イ 町防災行政無線等による広報の実施。

ウ インターネットの活用。

エ 町民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置。

(5) 環境保全等に関する対策

町及び県は、次に掲げる対策を実施し、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

ア 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

イ 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

ウ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

(6) 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、(一社)茂原市長生郡医師会等関係団体の協力を得て町が実施するが、必要に応じ県に対し協力・実施を要請する。

4 その他(環境課、産業課、商工観光課)

(1) 補償対策

ア タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

(2) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努めるものとする。

第6節 航空機災害対策計画

1 基本方針

本計画は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

なお、海上遭難の場合は、本編 本章 第4節「海上災害対策計画」に準ずる。

防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港株式会社

2 予防計画（総務課及び別表1の関係機関）

（1）情報の収集・連絡体制の整備

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

（2）協力・応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

（3）消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

（4）防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

3 応急対策計画（総務課及び別表1の関係機関）

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

（1）情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

b 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、第2編 第3章 第7節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

c 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として町が応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

エ 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

オ 死体の収容

町が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編 第3章 第14節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

カ 広 報

(ア) 実施機関

国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、町及び茂原警察署等が実施する。

(イ) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

- a 町及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- b 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- c 地域住民等への協力依頼
- d そのほか必要な事項

キ 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第2編 第3章 第14節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めることにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港株式会社が、その他の場合は第2編 第3章 第14節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

(3) 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

別表1 防災関係機関

機関名等
航空事業者（災害原因者）
国土交通省東京航空局成田空港事務所
捜索救難調整本部（東京航空事務所）
東京航空交通管制部
成田国際空港株式会社
千葉県
市町村
警察庁
千葉県警察本部
千葉県成田国際空港警察署
警察署
海上保安庁
千葉海上保安部
銚子海上保安部
防衛省
陸上自衛隊第1空挺団
駐留米軍
総務省消防庁
消防（局）本部
（公社）千葉県医師会
地区医師会
（一社）千葉県歯科医師会
地区歯科医師会
（一社）千葉県薬剤師会
地区薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社地区・分区
東日本電信電話株式会社千葉事業部
株式会社NTTドコモ 千葉支店
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支店

<資料編1-3 近隣市町村>

<資料編1-4 県関係機関>

<資料編1-5 指定地方行政機関>

<資料編1-6 指定公共機関>

<資料編1-7 指定地方公共機関>

<資料編1-8 自衛隊>

<資料編1-9 長生郡市広域市町村圏組合>

<資料編1-10 公共的団体及びその他の団体>

<資料編1-11 町内防災関係機関>

第 7 節 道路災害対策計画

1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

計画の対象となる道路災害

橋梁の落下、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出 等

2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

（町、消防本部、県、県警察）

（1）予防計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路 管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路 管理者	<p>異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
	県	<p>市町村道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。</p> <p>土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</p>
	町	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p>

道路管理者：千葉県、白子町、千葉県道路公社などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

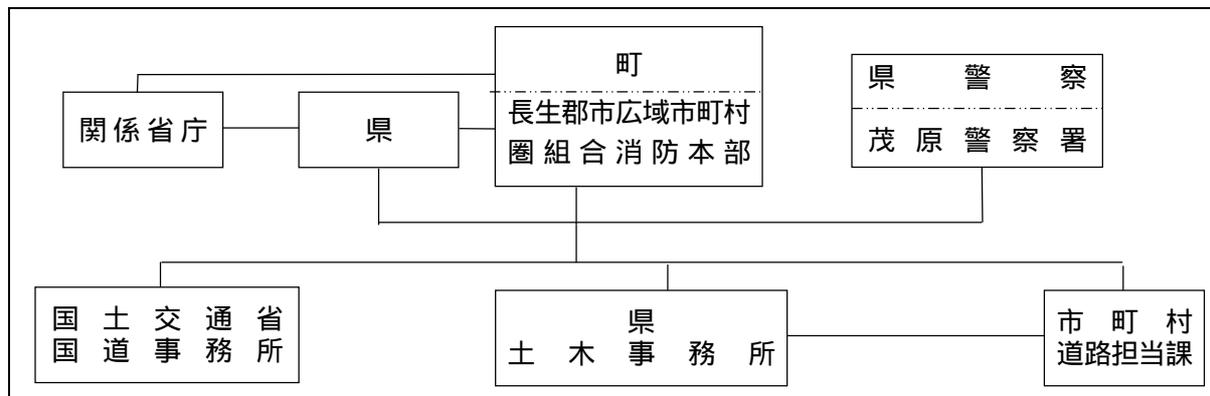
（2）応急対策計画

ア 情報の収集・伝達

（ア）関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

(イ) 情報連絡系統



イ 応急活動

(ア) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、町及び県は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

(イ) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
応急活動	県	町の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	町及び消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び町では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画(総務課、県警察)
輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

(1) 予防計画

ア 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

(2) 応急対策計画

ア 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達するものとする。

イ 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

ウ 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

エ 避難

町及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

オ 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

第 8 節 放射性物質事故対策計画

1 基本方針

千葉県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本町は、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action）上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ:EmergencyPlanningZone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、町及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、町民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

これらを受け、「白子町地域防災計画（大規模事故編）」に、防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては県によって別途定める「放射性物質事故対応マニュアル（以下「マニュアルという。」）」によるものとし、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国及び県の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所

核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

<資料編 8 - 1 千葉県内の核燃料物質使用事業所の現状>

<資料編 8 - 2 千葉県内の放射性同位元素等使用事業所の現状>

<資料編 8 - 3 近隣地域の原子力施設等の現状>

2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

3 放射性物質事故予防対策

(総務課、住民課、健康福祉課、商工観光課、建設課、消防本部、広域水道部、県、県警察、海上保安庁)

(1) 県内の放射性物質取扱事業所の把握

町及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(3) 通信手段の確保

町及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

(4) 応急活動体制の整備

ア 職員の活動体制

町及び県は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

イ 防災関係機関の連携体制

町及び県は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るとともに、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

ウ 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、県及び他市町村との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実を図る。

エ 防護資機材等の整備

町、県、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

(5) 放射線モニタリング体制の整備

県は平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎デー

タとし、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。

町は、県が実施する平常時における環境放射線モニタリング情報の収集に努める。

(6) 緊急時被ばく医療体制の整備

ア 被ばく治療可能施設の事前把握

町及び県は、あらかじめ町、県、消防本部と医療機関相互の連絡体制を整備しておくものとする。

イ 傷病者搬送体制の整備

町及び県は、放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

(7) 退避誘導体制の整備

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

警察又は海上保安庁は、市町村の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、市町村の職権を行うものとする。この場合、警察又は海上保安庁は直ちにその旨を市町村へ通知するものとする。また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、市町村が現場にいない場合に限り、市町村の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を市町村へ通知するものとする。

道路管理者は、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図るものとする。

(8) 広報相談活動体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、町民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動が行えるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

なお、県においては、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに町民等からの問い合わせに係る窓口の設置や町、報道機関を通じ、住民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

町及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

イ 町民に対する知識の普及

町及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

ウ 訓練の実施

町及び県は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

4 放射性物質事故応急対策

(総務課、住民課、産業課、商工観光課、消防本部、広域水道部、県、県警察)

(1) 情報の収集・連絡

ア 町内における放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、町内における核燃料物質の運搬中の事故による特

定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに町、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

県は火災・災害等速報要領や減災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、減災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

イ 町外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日、中央防災会議主事会議申合せ）」に規定する原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県及び千葉県内の所在市町村などから情報収集を迅速に行うものとする。

ウ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

(2) 緊急時における放射線モニタリング等活動情報の収集

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。

町は、県が実施する緊急時のモニタリング活動等に協力する。

なお、緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目は次のとおりである。

ア 大気汚染調査（環境生活部）

イ 水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、水道局）

ウ 土壌調査（環境生活部、農林水産部）

エ 農林水産物への影響調査（農林水産部）

オ 食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部）

カ 市場流通食品等検査（健康福祉部）

キ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部）

ク 工業製品調査（商工労働部）

ケ 廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、水道局、企業庁）

（注）この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

(4) 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

町及び県は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

(5) 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図るものとする。

町は、県が実施する緊急時のモニタリング活動等の情報及び情報の分析、評価結果を収集し、放射性物質による環境等への影響について把握に努める。

(6) 退避等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、町に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

町長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずる。

(7) 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国及び独立行政法人放射線医学総合研究所等の協力を得て緊急時被ばく医

療対策を行うものとする。

町は、必要に応じ、県に支援を要請する。

(8) 広報相談活動

町は、放射性物質事故が発生した場合、町民等が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努める。

なお、県においては、モニタリング結果などの情報をテレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む)、千葉県ポータルサイト等により迅速かつ的確に広報するとともに、町民等(外国人を含む)からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、町民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

(9) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

町及び県等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137)
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

(10) 広域避難

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

ア 広域避難の調整手続等

(ア) 県内市町村間における広域避難者の受入れ等 市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

(イ) 都道府県域を越える広域避難県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

イ 広域避難者への支援県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

(ア) 避難者情報の提供

住所地(避難前住所地)の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

(イ) 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(ウ) 被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²⁾)			
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	線: 40,000 cpm ³			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
			(皮膚から数cmでの検出器の計数率)	線: 13,000 cpm ⁴ 【1ヶ月後の値】		
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物(5)の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²⁾)			
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ⁶			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²⁾)					
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種			1Bq/kg	10Bq/kg		
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

3 我が国において広く用いられている 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の

- 計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- 4 3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
 - 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
 - 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
 - 7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
 - 8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
 - 9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

5 放射性物質復旧対策(総務課、環境課、産業課、商工観光課、広域水道部、県)

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

町及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、町、県、国及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

(2) 各種制限措置等の解除

町及び県等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

(3) 被災住民の健康管理

町及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

町は、県及び国等との連携のもと、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

町は、県及び国等との連携のもと、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。